

再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に
関する法律

四二

◎再生医療を国民が迅速かつ安全に受

けられるようにするための施策の総

合的な推進に関する法律

(平成二五年五月一〇日法律第二三号)(衆)

一、提案理由(平成二五年三月二日・衆議院本会議)

○松本純君 ただいま議題となりました両案について申し上げます。

まず、再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするために、その研究開発及び提供並びに普及の促進に関し、基本理念を定め、国、医師等、研究者及び事業者の責務を明らかにするとともに、再生医療の研究開発から実用化までの施策の総合的な推進を図ろうとするものであります。

本案は、去る三月十九日の厚生労働委員会において、全会一

致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

.....(略).....
以上、御報告申し上げます。

二、参議院厚生労働委員長報告(平成二五年四月二六日)

○武内則男君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律案は、再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするために、その研究開発及び提供並びに普及の促進に関し、基本理念を定め、国、医師等、研究者及び事業者の責務を明らかにするとともに、再生医療の研究開発から実用化までの施策の総合的な推進を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、提出者である衆議院厚生労働委員長松本純君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしましたし

た。

.....(略).....
以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。

再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に
関する法律